

第1章

基本三法 (憲法・刑法・民法) を学ぶ前に

Gnothi Seauton
「汝自身を知れ」



Cogito, ergo sum
「我思う故に我あり」

1 なぜ法学を学ぶのか

「法三章」という言葉がある。これは昔、「汝人を殺すなかれ」「汝人の物を盗むなかれ」「汝姦淫するなかれ」という三か条だけを法としたことから出た言葉である。

法がこの三か条だけで済むような世の中であつたら何と素晴らしいことだろう。しかし、現実には数多くの法が定められ、私たちはそれを守ることが要求されている。あるいは、目の見えないところでさまざまな側面について、法によって生活を規律されている。例をあげよう。少し注意して新聞やテレビを見てみると、しばしば法律問題が登場してくる。殺人、傷害、強盗、窃盗、等々その事例に事欠かない。公害、医療過誤、製造物責任、労働災害といった近時著しく増加しつつある問題も見逃すことのできない重要な法律問題である。

また、私たちは意識しなくても法律問題に生活のいろいろな分野で関わっている。もう少し例をあげよう。私たちは通勤や旅行に電車やバスなどの公共交通機関を利用するが、これらも実は法律と無関係に運行されているわけではない。法律的にいうと、切符を買ったときに運送契約が成立し、電車やバスに乗っているときに、交通機関各社によって契約の履行がなされているということになるわけである。また、小学生が学校の運動施設で、たとえば鉄棒が腐っていたために落下して怪我をしたようなときに、小学生の両親が学校に対して損害賠償を請求し、それが認められるのは、学校が安全な施設を小学生に提供する法律上の義務を負っているのに、この義務を十分に果たさなかったからである。さらには、人を殺せば刑法の殺人罪（**刑法199条**）の規定で処罰され、人の物を盗めば窃盗罪（**刑法235条**）として処罰されるであろう。

このようにみえてくると、私たちは社会生活を一人前に営んでいくためには、法律上どのような行為をすればよいか、もしくはしてはいけないのか、あるいは、どのようなことをしたらどのような利益もしくはどのような不利益を受けるのかということ、あらかじめ知っておくのが良いことになる。もち

ろん、法律を知らなくても、普通は、常識に従った行動をしていれば思わぬ不利益が降りかかってくることはないだろう。しかし、法律の内容を常識だけでは十分捉えられない場合が少なくない。それだけに自らの身の安全を護り、いつ法律的なトラブルに巻き込まれて思わぬ不利益を受けないように、少なくとも社会生活をつつがなく過ごすためには、最小限必要な法律知識は身につけておく必要があるのである。

いずれにしても、世の中のことはすべてとっていいほど、すみからすみまであらゆる事柄が法律によって決められている。社会生活を一人前に営んでいくためにはどうしても法律に無知ではいられない時代なのである。

2 法とは何か、なぜ必要か

1. 規範の一つである法

法とは、社会生活の**規範**（ルール）である。人間は社会的な動物であるといわれ、古くから集団で生活してきた。集団が円満に生活を営んでいくためには、規範が必要とされるため、自然発生的にあるいは人為的にさまざまな規範がつくられた。規範は、常に人間の歴史と共にあったということができるだろう。

自然界には、必然性に基づく「**法則**」というものがある。また、人間の社会にも「**経済法則**」や「**社会法則**」などと呼ばれるものがあるが、これらに共通するは、必然性を基幹とした、人為的には動かし難い法則性である。規範はこれらの「**法則**」と異なり、例外や違反がありうるものである。

“車は左、人は右”と試してみたり、“汝、盗むことなかれ”と試してみたりしても、これらは決して必然のものではなく、人間の自由意思に実践が委ねられたものであり、あらかじめ違反がなされることを想定したうえで、人間を律しているものと考えられる。多くの規範が禁止や命令の形をとるのは、そのせいである。規範がもつこうした性格は、法則のように必然ではなく、あくまでも「**当為**」（「こうあるべき」ということ）を内容としているからだ

と理解できる。

さて、ここでいう規範と法はまだイコールではない。規範にはさまざまな種類・性格があり、そのなかのいくつかの側面が合わさって、「法」という概念を構成している。社会規範の例としては、道徳・宗教・習俗（慣習）・礼儀・仁義などが考えられるが、「法」の特殊な位置づけについて説明する前に、法が持つ各種の規範としての性格についてまとめておこう。

1) 社会規範

社会規範とは、先ほども述べたとおり、**社会生活のなかで人間が守るべきルール**のことである。共同生活の秩序を維持するための準則といいかえることができるだろう。

社会規範には、法のほか、道徳・礼儀・宗教・慣習（習俗）などがある。法が社会規範に属するものでありながらこれらと区別される理由については後に詳述するが、政治的に組織された社会である国家によって強制されるものだからである。違反者に対して、国家は権力を発動して一定の制裁または不利益を課すことができるのが法の大きな特徴である。

2) 行為規範

行為規範とは、**人間の意思が外部にあらわれて行為となる時のみ、これを規律する規範**という意味である。人間は自ら意思を決定する自由をもっており、法は、人間の行為はその人の自由意思によって導かれるということを前提にして、行為の基準を示す行為規範の一つなのである。

3) 強制規範

法が**強制規範**であるというのは、**法がその本質において、人に従うことを要求するもの**だということである。たとえば、道徳上の規律はそれがどれほど厳しいものであったとしても、それに従うかどうかは各人の自由な判断に任せられている点で、法とは異質なものと考えられる。